

# 定 款

社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、事務所を宮城県仙台市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(業 務)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 官公署等の依頼を受けて、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第64条第1項に掲げる業務
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

## 第2章 社 員

(社員の資格)

第 5 条 本協会の社員は、仙台法務局の管轄区域内に事務所を有する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は法第26条に規定する土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）でなければならない。

(入会金、会費)

第 6 条 社員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 本協会の社員となろうとする者は、総会において別に定める入会規則に従い手続きを行うものとする。

- 2 本協会は、入会を認めないものとするときは、社員となろうとする者に対し、その旨を通知して入会を拒否することができる。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 第5条に規定する資格を有しなくなったとき
- (3) 会計年度の初めの月から起算して6ヶ月会費を滞納し、催告期日に納入していないとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 調査士法人が解散したとき

(退 会)

第 9 条 社員は、総会において別に定める退会規則に従い、退会することができる。

(除 名)

第 10 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員の過半数が出席し出席した社員の4分の3以上の賛成による決議で除名することができる。ただし、その社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ又は著しい損害を加えたとき

(拋出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の拋出金は返還しない。

(業務の委任処理)

第12条 本協会は、依頼を受けた第4条第1項に規定する業務（以下「事件」という。）を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

(1) 社員である調査士（調査士法人の社員である者を除く。）

(2) 社員である調査士法人

2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない調査士（調査士法人の社員である者を除く。）又は調査士法人に事件を取り扱わせることができる。

3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、第3条に規定する目的に沿うよう総会が別に定める業務処理規則によるものとする。

4 社員である調査士又は調査士法人が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。

(1) 社員である調査士 法第42条第2号に規定する業務の停止の処分

(2) 社員である調査士法人 法第43条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分

5 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた調査士又は調査士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

### 第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第13条 本協会に、理事10人以上20人以内、監事1人以上3人以内の役員を置く。

2 理事のうち、理事長1人、副理事長2人以内、常務理事8人以内を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会が別に定める役員選任規則に従い総会において社員の中から選任する。

2 理事長、副理事長、及び常務理事は、理事会において互選する。

3 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は本協会を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の常務を総括する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行し又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事会の決議又は規則の定めるところにより常務を分担処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本協会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときには、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会終了の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 第13条に規定する役員員数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によつ

て退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員の特権義務を有する。

(役員の特任)

第16条の2 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該役員は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

- (1) 調査士である役員について、社員の特権が失われたとき
- (2) 調査士法人が社員であることによって役員となった当該調査士法人の社員である調査士について、当該調査士法人が有していた社員の特権が失われたとき
- (3) 調査士法人が社員であることによって役員となった当該調査士法人の社員である調査士について、その調査士が当該調査士法人の社員の特権が失われたとき

(役員の特任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員の特半数が出席し、出席した社員の特3分の2以上の賛成決議により特任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員の特酬)

第18条 役員は有給とすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成員及び成立要件)

第20条 総会は、社員で構成し、かつ、社員の特半数以上の者が出席することにより成立する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎会計年度終了の日から70日以内に開催する。

- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 社員の特5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不整の事実を報告するために監事から請求があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会の招集状を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席社員の中から選出する。

(総会の決議)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席社員の特半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、

書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の方法によって表決した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在数及び出席社員数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 規則の制定又は改廃
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

ただし、緊急を要するとき、又は全員の同意があるときは、前項の期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(理事会の決議等)

第32条 理事会は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の規定の準用)

第33条 第27条の規定は理事会の議事録について準用する。

## 第6章 支所

(支所の設置)

第34条 本協会は、本協会と社員との連絡調整を図るため、区域を定め支所を設置する事ができる。

## 第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第35条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

3 理事長は、顧問及び相談役に対し、本協会の運営その他重要事項について意見を求めることができる。

4 顧問及び相談役の任期は、役員との任期と同一とする。

## 第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 36 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 37 条 本協会の財産は、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第 38 条 本協会の経費は、本協会の財産をもって支弁する。

(損害保険への加入)

第 39 条 本協会は、受託事件の処理等に対し、官公署等から損害賠償の請求を確保するため、損害賠償責任保険に加入する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 本協会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の決議を経て毎会計年度の通常総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第 41 条 理事長は、前条に規定する予算の会計年度終了後、次期の通常総会において予算が成立するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

- 2 前項の通常総会において予算が成立しなかった場合は、前項の規定を準用する。  
この場合、理事長は、予算を成立させるため、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 3 第 1 項及び前項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本協会の事業報告書並びに収入支出の決算報告書は、毎会計年度終了後理事長が作成し、理事会の決議を経て監事の監査を受け、通常総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 43 条 本協会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日におわる。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第 44 条 本協会の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事会に諮り理事長が任免する。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において、社員の過半数が出席し、出席した社員の 3 分の 2 以上の賛成をもって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会の決議を行い法務大臣の許可を受け帰属を決定する。

附 則（昭和61年1月10日法務省民三第212号、法務大臣設立許可）

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条1項の規定にかかわらず、第1回通常総会終了の時までとする。
- 3 第1回通常総会で選任された役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず第2回の通常総会終了の時までとする。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとし、事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則（平成7年3月7日法務省民三第2317号変更認可）

（施行期日）

この定款は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第43条の規定にかかわらず、平成7年4月1日から平成7年6月30日までを1会計年度とする。

附 則（平成12年11月27日法務省民三第2659号変更認可）

（施行期日）

この定款は、平成12年11月27日から施行する。

附 則（平成15年8月1日法務省民二第2714号変更認可）

（施行期日）

この定款は平成15年8月1日から施行する。